

G.S.R.指導員会員規約

<第1章 総則>

第1条（本規約の適用範囲）

1. 本規約は、公益社団法人日本ストリートダンス教育研究所（以下、この規約において本法人とする）の G.S.R.指導員会員となった個人に適用されます。

第2条（G.S.R.指導員会員と G.S.R.指導員資格）

1. 本規約を承認したうえで、本法人の指定する検定に合格し、本法人の指定する手続きに基づいて申込をし、入会を承認した個人を G.S.R.指導員指導員会員とします。
2. 前項の入会をした個人に、本法人は、G.S.R.指導員資格を付与します。

<第2章 入会申し込みと契約>

第3章（入会申し込み）

1. 入会を希望する者は、本法人が指定する検定に合格した上で、本法人が指定する G.S.R.指導員会員の入会申し込み手続きに従って、入会を申し込むものとします。

第4条（入会申し込みの不承認）

1. 下記の行為があった場合、本法人は入会を承認しないことがあります。
 - （1）本法人に提出した書類や本法人に送信したメール等に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合
 - （2）入会申し込み後、一定の期間を経過しても、会費の支払いがない場合
 - （3）本法人の指定する検定に合格していない場合
 - （4）その他、本法人が G.S.R.指導員会員として不適切であると判断した場合

第5条（会費）

1. 本規約において、会費とは、入会金と年会費を指します。
2. 会費は原則として前納一括払いとします。
3. 入会金と年会費の額は会費規程に定める通りとします。

第6条（入会時の会費の納入と有効期間）

1. G.S.R.指導員会員に入会する者は、その入会時に入会金と年会費を支払うものとします。
2. 前項の支払いをしたことを以って、入会した日から、入会した日の属する月の翌年の

同月末までの会員契約をしたものとします。

第7条（G.S.R.指導員会員契約期間の延長）

1. G.S.R.指導員会員は、その契約期間を延長することを希望する場合、G.S.R.指導員会員契約期間の満了する日の2箇月前から、G.S.R.指導員会員契約期間の満了する日までの間に年会費を支払うものとします。
2. 前項の支払いをしたことを以って、1年間 G.S.R.指導員会員契約期間を延長するものとします。
3. 第1項について、G.S.R.指導員会員契約期間の満了後に支払った場合、G.S.R.指導員会員契約期間が満了した日から1年間の G.S.R.指導員会員契約をしたものとします。

第8条（会費等の払い戻し）

1. 会員が既に納入した会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとします。

第9条（変更の届け出）

1. G.S.R.指導員会員は、その名称、住所、連絡先等、本法人に届け出た事項に変更が生じた場合は、本法人が指定する変更手続きを行うものとします。
2. G.S.R.指導員会員が前項の変更手続きを行わなかったことにより被った不利益は、本法人はその責任を一切負わないものとします。

第10条（退会手続き）

1. G.S.R.指導員会員は、本法人所定の手続きにより、いつでも退会することができるものとします。
2. 前項について、未払いの会費等がある場合は、G.S.R.指導員会員は退会後も、その未払い分の支払い義務を免除されることはないものとします。
3. 退会した場合、同時に G.S.R.指導員資格も失効するものとします。

第11条（会員資格の取り消しと指導員資格の失効）

1. 本法人は、G.S.R.指導員会員が次の各号のうち1つまたは複数に該当すると認めた場合、G.S.R.指導員会員の資格を取り消すことができるものとします。
 - (1) 本法人の名誉を著しく傷つける行為、または G.S.R.指導員会員として品格を損なう行為があったと、本法人が認めた場合
 - (2) 会費の支払いを支払期限より遅滞した場合
 - (3) 本規約、その他本法人の定める規則に違反した場合
 - (4) G.S.R.指導員会員本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けた場合

- (5) 公序良俗に反する行為をした場合
 - (6) その他、本法人が G.S.R.指導員会員として不適格であると認める相当の事由があった場合
2. 会員資格の取り消しを以って、G.S.R.指導員資格も失効するものとします。

第12条（再入会）

1. 退会、または会員資格の取り消しにより、会員資格を失った場合、再度 G.S.R.指導員会員に入会するには、本法人の指定する検定を再度受検し、合格しなければならないものとします。

<第3章 規約の変更>

第13条（規約の変更）

1. 本規約は総会の決議により変更できるものとします。

附則

第13条（施行）

1. 本規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行します。